

岐阜県で適用する最低賃金一覧

岐阜県最低賃金

最低賃金額（時間額）	発効年月日	
1,065円	7.10.18	岐阜県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。ただし、下欄に掲げる産業に従事する労働者は、該当する特定（産業別）最低賃金と岐阜県最低賃金を比較して、いずれか高い方が適用となります。

特定（産業別）最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金の額 （時間額）	発効年月日	適用除外 （岐阜県最低賃金が適用されます。）
岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金	1,117円	7.12.21	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ・手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務に主として従事する者 ・卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務に主として従事する者
岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	965円	5.12.21	「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（965円）」の適用を受ける場合は、令和6年10月1日以降、この金額を上回る「岐阜県最低賃金（現在は上記の時間額1,065円）」が適用されます。
岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金	1,049円	6.12.21	「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金（1,049円）」の適用を受ける場合は、令和7年10月18日以降、この金額を上回る「岐阜県最低賃金（時間額1,065円）」が適用されます。

最低賃金の対象となる賃金は、通常の所定内賃金に限られ、ボーナス等臨時の賃金、休日・時間外などの割増賃金及び通勤手当（交通費）、家族手当、精皆勤手当は対象になりません。